

## 売買契約約款

第一条 買主及び売主（楽天コミュニケーションズ株式会社）は、お互いにより合意された表記（以下単に「表記」という。）の内容及び本約款に基づき、売買契約（以下「本契約」という。）を履行する。

2 表記の内容と本約款の内容とが異なるときは、表記の内容が優先する。

3 本契約に関連して売主が買主に対してソフトウェアの使用許諾を行う場合には、その条件については別途締結される使用許諾契約に従う。

第二条 売主は、表記に定める引渡し期日までに、表記に定める引渡し場所又は方法で、表記に定める目的物（以下単に「目的物」という。）について表記に定める数量を引き渡さなければならない。

第三条 買主は、表記に定める代金（以下単に「代金」という。）を、表記に定める支払期日までに支払う。

2 買主は、代金の支払を怠ったときは、支払完了まで年十四・六パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

3 買主は、納入された本商品の全てが検査に合格した場合、検査合格の通知を売主に送付するものとする。

(1) 前号の合格通知を受けた売主は、検査に合格した本商品の代金について、すみやかに請求書を買主に送付するものとする。

(2) 買主は、売主からの適式な請求書を受領後、買主が売主に対し本商品の検査合格の通知を送付した日の属する月の、翌月末日（当日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）までに、別途売主が指定する金融機関の口座に、請求金額を振り込み支払うものとする。なお、金融機関への振り込み手数料は、買主の負担とする。

第四条 買主は、売主が目的物を買主に引き渡した日から起算して七日以内に、売主が定める検査基準で目的物を検査しなければならない。なお、検査に要する費用は、注文者の負担とする。

2 買主は、前項の規定による検査により、目的物が種類又は数量に関して本契約の内容（目的物が物理的実体のある場合には品質を含む。）に適合しないこと（以下これらの状態を「契約不適合」という。）を発見したときは、前項に規定する期間内に売主に対してその旨を書面により通知しなければ、その契約不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。かかる書面による通知を、買主が、前項に規定する期間内に行わない場合は、目的物は前項の検査に合格したものとみなす。

3 売主は、第一項に規定する期間内に前項に規定する通知が到達したときに限り、買主の請求により、相当の期間内に売主が選択した方法で目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行うことによる履行の追完をするものとする。

4 履行の追完がされた目的物については、前三項の規定を準用する。

5 目的物に契約不適合（数量の不足を除く。以下この項において同じ。）があることを直ちに発見することができない場合において、売主が目的物を買主に引き渡した日から起算して一箇月以内に買主がその契約不適合を発見したときは、同期間内に売主に対してその旨を書面により通知しなければ、その契約不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。

6 第三項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、第三項中「第一項に規定する期間内に前項に規定する通知

が到達したとき」とあるのは「第五項に規定する期間内に同項に規定する通知が到達したとき」と読み替える。

7 売主は、買主に対し、目的物（物理的実体のあるものを除く。）の品質に関していかなる保証も行わない。

第五条 目的物の所有権は、代金全額が決済された時に買主に移転する。ただし、目的物が、ソフトウェア製品等の無体財産を使用する権利又は無体財産の使用許諾契約を締結することができる地位である場合には、その無体財産に関する、商標、著作権、特許権、ノウハウその他一切の知的財産権は買主に移転しない。

第六条 売主が買主に目的物を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。

2 売主が目的物の引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときも、前項と同様とする。

第七条 買主及び売主は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令の制定又は改廃、政府による命令、処分その他の公権力による行為、労働争議、輸送機関、通信回線等の停止、電力、ガス等のエネルギーの供給不足、仕入先の債務不履行、目的物の製造業者による製造中止その他当事者の責めに帰することができない事由による本契約上の債務（金銭債務を除く。）の履行遅滞又は履行不能については、損害賠償責任を負わない。

第八条 買主及び売主は、本契約に関して相手方から開示を受けた技術上又は営業上の情報のうち、相手方が当該情報が記載又は記録された媒体に「秘密」「Confidential」等秘密である旨を示す表示をして開示した情報及び口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後三十日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を、相手方の書面による事前の承諾なく、目的外の利用、必要最低限の分量を超えての複製及び第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- 一 開示の時に既に公知の情報又は開示を受けた者が保有していた情報
- 二 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- 三 秘密情報を利用せずに独自に開発した情報
- 四 自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- 五 相手方から開示を受けた日から五年が経過した情報

2 前項にかかわらず、買主及び売主は、秘密情報のうち、法令の定めに基づき開示すべき情報については、事前に相手方に対して書面により通知した上で、当該法令の定めに基づく開示先に対して開示することができるものとする。

3 買主及び売主は、相手方が請求したときは、相手方の指示に従い、直ちに秘密情報が記載又は記録された媒体を返却し、廃棄し、又はその他 の処置を行うものとする。

第九条 買主及び売主は、自ら及び自らの株主、役員その他自らを実質的に支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、又、過去に反社会的勢力ではなかったことを表明し、保証する。

2 買主及び売主は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを保証する。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

3 買主又は売主が前二項の表明・保証に違反した場合、相手方は、第十二条第一項第一号の規定にかかわらず、何らの通知、催告等を要せず直ちに本契約を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を請求することができる。

4 第一項及び第二項の表明・保証に違反した買主又は売主は、前項に基づく解除によって自らに損害又は負担が生じても、相手方に対してその賠償を求めることはできない。

第十条 買主は、外国為替及び外国貿易法その他の法令により目的物を日本国外へ輸出し又は持ち出すことについて経済産業大臣の許可等が必要になる場合には、事前に同許可等を取得しなければならない。

又、買主は、米国の輸出管理規則その他の法令により目的物を日本国外へ輸出し又は持ち出すことについて米国の商務省産業安全保障局その他の機関の許可等が必要になる場合には、事前に同許可等を経済産業大臣の許可等の他に取得しなければならない。

第十一条 買主及び売主は、本契約に関して、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律構成の如何にかかわらず、法律上又は本契約上相手方に対して損害賠償を請求することができる場合において、その賠償の累積総額は代金の額を上限とするものとし、目的物の引渡し完了日から6か月間が経過する前に相手方に対して不履行についての通知がなされなかった場合は行うことができない。

2 前三条の規定の違反に基づく損害賠償の請求については、前項の上限及び時的制限を適用せず、同損害賠償の額も同項の累積総額に算入しないものとする。

第十二条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知、催告等及び買主に生じる損害の賠償を要せず直ちに本契約を解除することができる。

一 本契約に違反し、売主から是正の催告を受けたにもかかわらず二週間以内に当該違反が是正されないとき。

二 行政庁から許認可等の取消処分、営業停止処分その他の不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）を受けたとき。

三 差押え、仮差押え若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

四 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを受け若しくは自ら申立てを行い、清算の開始原因が生じ、又は私的整理の手続に入ったとき。

五 自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手につき不渡処

分を受け、又は支払停止若しくは支払不能に陥ったとき。

六 資本金若しくは準備金の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）、合併、会社分割、事業譲渡等又は解散の決議をしたとき。

七 信用状態が著しく悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

2 買主が前項各号のいずれかに該当した場合又は第九条第一項又は第二項の表明・保証に違反した場合は、売主から何らの通知、催告等がなくとも、代金の支払債務その他の売主に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに売主に対して弁済しなければならない。

3 買主が第一項各号のいずれかに該当した場合、売主は引渡時期、支払条件等契約条件を変更することができる。

第十三条 別途表記で定めた場合、買主は、表記に定める保守会社から、表記に定める条件に従い、目的物の保守業務を受けることができるものとする。

2 売主は、前項の保守会社が貴社に加えた損害等について、買主に対し、一切責任を負わないものとする。

第十四条 買主及び売主は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約に基づいて発生する権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、担保に供しその他一切の処分を行ってはならない。

第十五条 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第十六条 本契約に規定のない事項が生じた場合、又は本契約の解釈について疑義が生じた場合、買主及び売主は、誠意をもって協議し、これを解決するよう努める。

<以下、余白>